

# 富山県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

## 計画の趣旨

- 趣旨**  
本県における海岸漂着物等の対策を総合的かつ効果的に推進
- 計画の位置付け**  
・海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づく計画  
・本県の廃棄物処理計画や海岸保全基本計画と整合を図った計画
- 計画の期間**  
概ね5年間（令和3年度から）とし、必要がある場合は速やかに見直し

## 海岸漂着物等の現状と課題

### 1 海岸漂着物等を取り巻く状況

- <国等>
- ・海岸漂着物処理推進法の改正（漂流ごみ等の円滑な処理の推進等）
  - ・「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定
  - ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」のG20での共有
- <本県>
- ・ほぼ全域の海岸に漂着物・散乱ごみが存在。
  - ・アシや流木といった自然物が多いが、人工物の多い海岸も見られる
  - ・人工物にはプラスチック製品など日常生活に伴い排出されるものが多い
  - ・全ての調査地点でマイクロプラスチックを確認、由来は生活ごみ
  - ・「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会の開催、富山宣言の採択
  - ・「環境・エネルギー先端県とやま」のSDGs未来都市選定

### 2 海岸漂着物等に係る課題

- 【回収・処理】**
- ・円滑な回収・処理を行うため、関係者間で連携・協力が必要
  - ・漂流ごみ等の処理体制の構築が必要
- 【発生抑制】**
- ・河川の上流域も含めた全ての地域での取組みの必要性
- 【環境教育等及び普及啓発】**
- ・海岸漂着物の大半は、本県で発生し、河川等を通じて流出したものであるが、未だに多くの県民が海外由来と認識しているため、実態の周知が必要
  - ・行動、実践につながる環境教育、消費者教育、普及啓発が必要
- 【海洋プラスチックごみ】**
- ・プラスチックごみはマイクロプラスチック化する前に速やかに回収が必要
  - ・使い捨てプラスチックの使用削減や使用済み製品等のリサイクル、適正処理の一層の推進
  - ・海洋プラスチックごみ問題の正しい理解の促進と県民による取組みへの機運醸成

## 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

### <重点区域設定の考え方>

- 重点的に対策を講ずることが必要とされる地域として、次のいずれかに該当する区域を設定。
- ①海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮
  - ②良好な景観や生態系など自然環境の必要性を考慮
  - ③災害時などの大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれることなどを考慮



## 計画の目指す姿

豊かな自然環境と美しい景観の次世代への継承に向けて

県民一人ひとりが、海岸における良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組む。

## 目標を達成するための指標

(主なもの)

### ① 円滑な回収・処理の実施

指標	元年度(現況)	7年度(目標)
利用シーズン前の回収作業回数	1回以上	2回以上
大量漂着時の回収作業率	100%	100%
海岸清掃活動に取り組む団体数	102団体	120団体

### ② 幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進

指標	元年度(現況)	7年度(目標)
地域の環境美化活動の参加者数	12.8万人	13万人
「学びの場」への参加人数	4千人	15千人 R3～累計
海岸漂着物の発生源の認知度	41.4%	60%

### ③ 環日本海地域と連携した対策の推進

指標	元年度(現況)	7年度(目標)
環日本海地域と連携した海辺の漂着物調査の参加人数	1,187人	1,200人

## 海岸漂着物等の対策

### 1 円滑な処理の推進

海岸管理者等(多くが県)	海岸の清潔の保持に向け、沿岸市町や地域住民、民間団体の連携のもと、円滑な処理を推進
市町	地域住民などの海岸美化活動の支援、海岸管理者等と連携した回収やごみ処理施設での処分
地域住民、民間団体	積極的な海岸清掃の取組み、幅広い地域での参加の呼びかけ

・漂流ごみ等について、漁港管理者等、沿岸市町、漁業者等の連携のもと処理体制を構築

### 2 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

- ・上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開
- ・とやまエコ・ストア制度の普及拡大等を通じた3Rの推進
- ・マイクロプラスチックの海域への排出の抑制
- ・県民参加による森づくりの推進
- ・漂着の状況や発生源の把握に向けた調査の実施
- ・刈草の河川・用水への流出防止の推進

### 3 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

- ・海岸漂着物について理解を深めるための環境教育の推進
- ・地域や対象、時期をとらえた効果的な普及啓発の推進
- ・SDGsやエシカル消費について、理解と実践を促進

### 4 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

- ・県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進
- ・国内外への情報提供
- ・民間団体等による海岸美化活動の情報発信

### 5 国際協力の推進

- ・環日本海地域の自治体との交流を通じた地域レベルの連携の促進
- ・民間団体や学識経験者による国際的活動との連携

### 6 多様な主体の役割分担と連携の確保

- ・県民・事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり
- ・地域住民、民間団体等の積極的な参画の促進

※ 関連情報「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00014049.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html) (県環境政策課)

## 海岸漂着物等の回収・処理

### <海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く)の回収・処理における役割分担>

- これまでどおり、国の支援制度を活用し、右表の役割に基づき実施
- 回収物は、廃棄物処理法に基づき適正に収集・運搬・処分を実施
- 漂着物の大量漂着時等における住民等からの相談については、海岸管理者等に情報を集約し、必要に応じて沿岸市町や関係団体等の協力を得ながら対応

### <漂流ごみ等の処理について>

- 漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、陸揚げされた漁港等の漁港管理者等から協力依頼を受けた市町が、そのごみ処理施設等の処理能力の範囲内で運搬・処分を実施。当該処理施設等で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に運搬・処分を実施。

区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等
回収	海岸管理者等	市町※1、地域住民、民間団体など
収集・運搬	海岸管理者等	市町
処分	海岸管理者等	市町※2

※1 海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じ、海岸管理者等に協力する義務あり。

※2 海岸管理者等からの協力依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するものを含む。